訓令番号	訓	令	名	戸	f	管	Á	Ż	公	布	年	月	日
訓令第9号	さいたま市事務	専決規程の一部を	を改正する訓令	総		務		課	令和	和3年	=12	月28	日8
訓令第10号	さいたま市保健 る訓令	 所事務専決規程	他の一部を改正す	保	健	総	務	課	令和	和3年	=12	月28	8日
訓令第11号	さいたま市立病 る訓令	——— 院事務専決規程	ピの一部を改正す	病	院	総	務	課	令和	和3年	=12	月28	8日

さいたま市訓令第9号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程(平成15年さいたま市訓令第8号)の一部を次のように 改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 別表第2(第3条関係) 共通専決事項	別表第2(第3条関係)							
l de la companya de	共通専決事項							
1 [略]	1 [略]							
2 人事・服務	2 人事・服務							
専決事項     課 部 局 副       長 長 長 市 長	専決事項     課 部 局 副       長 長 長 市     長							
1 病気休暇及び特別休暇(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成13年さいたま市規則第29号)第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則第51号)第11条第1項第3号を除く。)を承認すること。(1)~(4) [略] 2~17 [略] 3~8 [略] 備考 [略]	1 病気休暇及び特別休暇(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成13年さいたま市規則第29号)第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則第51号)第11条第2項第1号を除く。)を承認すること。(1)~(4) [略] 2~17 [略] 3~8 [略] 備考 [略]							

附則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

## さいたま市訓令第10号

さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市保健所事務専決規程(平成14年さいたま市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

71.771/4	71					
改正後	改正前					
(専決事項)	(専決事項)					
第10条 [略]	第10条 [略]					
2 [略]	2 [略]					
3 課長の個別専決事項は、次のとおりとする。ただし、保健総務課長の個別専決事項は、第12 号に掲げる事項とする。 (1) 所属職員の病気休暇及び特別休暇(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	3 課長の個別専決事項は、次のとおりとする。ただし、保健総務課長の個別専決事項は、第12号に掲げる事項とする。 (1) 所属職員の病気休暇及び特別休暇(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例					
施行規則第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則第51号) <u>第11条第1項第3号</u> を除く。)を承認すること。(2)~(15) [略]						

附則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

さいたま市訓令第11号

さいたま市立病院事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市立病院事務専決規程(平成13年さいたま市訓令第11号)の一部を次 のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

## 改正後

(院長の専決事項)

第10条 院長は、次に掲げる事項を専決すること 第10条 院長は、次に掲げる事項を専決すること ができる。

 $(1)\sim(5)$  [略]

(6) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、 診療部の職員(薬剤科の職員(科長を除く。)、 中央放射線科の職員(部長及び技師長を除く。 )、リハビリテーション科の職員(部長、科長 及び技師長を除く。)、中央検査科の職員(部 長及び技師長を除く。)、臨床工学科の職員( 部長及び技師長を除く。) 及び栄養科の職員( 科長を除く。)を除く。以下この条において同 じ。)及び患者支援センター所長の病気休暇及 び特別休暇(さいたま市職員の勤務時間、休日 及び休暇に関する条例施行規則(平成13年さ いたま市規則第29号)第21条第1項第3号 及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及 び休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則 第51号) 第11条第1項第3号に規定する休 暇を除く。以下同じ。)を承認すること。

(7)~(14) [略]

改正前

(院長の専決事項)

ができる。

 $(1)\sim(5)$  [略]

(6) 副院長、院長補佐、病院経営部長、看護部長、 診療部の職員(薬剤科の職員(科長を除く。) 中央放射線科の職員(部長及び技師長を除く。 )、リハビリテーション科の職員(部長、科長 及び技師長を除く。)、中央検査科の職員(部 長及び技師長を除く。)、臨床工学科の職員( 部長及び技師長を除く。) 及び栄養科の職員( 科長を除く。)を除く。以下この条において同 じ。)及び患者支援センター所長の病気休暇及 び特別休暇(さいたま市職員の勤務時間、休日 及び休暇に関する条例施行規則(平成13年さ いたま市規則第29号)第21条第1項第3号 及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及 び休暇に関する規則(令和元年さいたま市規則 第51号) 第11条第2項第1号に規定する休 暇を除く。以下同じ。)を承認すること。

(7)~(14) [略]

削 附

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。